

京都市大學經濟學會 經濟叢論

第 六 號 第 四 十 四 卷

昭和二十二年六月一日發行

論 叢

現實利子の問題……………文學博士 高田保馬
現下の土地問題と農地法案……………經濟學博士 八木芳之助

時 論

輸入統制に伴ふ『割當利得』の問題……………經濟學博士 谷口吉彦

研 究

徳川時代の夫役に就いて……………經濟學士 堀江保藏
經濟社會學序説……………經濟學士 北野熊喜男
ルーテル經濟觀の特質……………經濟學士 澤崎堅造
大都市交通の特性……………商學士 小泉貞三

説 苑

ロオゼンシュタイン・ロダン「一般的
貨幣論と一般的價格論との同格化」
資本組織の有機的變化と平均利潤率
との關係……………經濟學士 飯田藤次
……………マスター、オブ、アーツ
……………（ウイリスコンシン大學）

都留學士に答ふ……………經濟學士 柴田敬
シユラムの比較生産費説……………經濟學士 松井清
キヤレル氏保護關稅と就業……………經濟學士 岡倉伯士

附 録

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第四十四卷總目錄

時 論

輸入統制に伴ふ『割當利得』の問題

谷 口 吉 彦

- 目次
- 一、割當利得の意義
 - 二、割當利得の成立
 - 三、割當利得と獨占利得
 - 四、割當利得と關稅收入
 - 五、割當利得に關する對策

一 割當利得の意義

『割當利得』(Kontingenter Gewinn)とは輸入割當制を実施したる場合に、貿易業者の得る所の特別利得 (Sondergewinn) である。併し必ずしも輸入割當制の場合に限らるゝものではなく、輸入制限でも輸入管理でも輸入許可制でも、苟くも輸入數量に對して直接の制限を加へた爲めに、國內價格を幾分にも引上げる結果を生じた場合には常に見る所の現象である。従つて割當利得といふよりは寧ろ輸入特別利得と言ふ方が、その實に近い名ではあるが、併し今日一般には Kontingenter Gewinn と言ふ名を以つて知られ、また此の名において學界に種々の問題を起

しつゝあるから、茲でも姑らく之に従ふこととする。

さて何等かの方法によつて輸入數量を直接に制限したる場合には、すでに他の機會に詳論したる如く、¹⁾ 少くともその一時的影響としては勿論、永續的な均衡状態においても、今日の如き國內經濟機構を前提する限り、多少の程度に當該商品の價格を騰貴せしむる傾向あることは、之を否定することは出来ない。この場合に先づ最初に國內において當該商品の手持品を所有した者は、右の値上りによつて特別利得を得ることは言ふまでもない。^{ストック}併し乍ら斯くの如き手持輸入品の値上りによる特別利得は、勿論一種の不勞利得であると言ふ意味においては、全く問題とならないわけではないが、併し之は極めて一時的例外的の利得であつて、こゝに言ふ割當利得は此の種の利得を意味しない。割當利得は少くとも國內價格の騰貴する限りは、永續的に輸入業者の利得しうると考へられる利得である。

また割當利得が特別利得として特に問題となるのは、それが普通の貿易利潤以上の超過利得を意味するからである。營利企業を認むる今日の社會において、貿易業者が普通の商業者として、商品價格の場所的相違を利用して營利することは、何ら特殊の問題となるべき筈はない。然るに謂はゆる割當利得として考へられるものは、從來の自由貿易または關稅制度の下において得られた普通の貿易利潤以上に、特別に得られる所の超過利得を意味するものである。而かもそれは何ら貿易業者の特別の努力または勞費によつて得られたものではなく、全く國家が立法的・行政的に輸入數量を制限した結果として生じたものとすれば、こゝに種々の問題を提起するに至るは當然である。何れにせよ割當利得は普通の貿易利潤——即ち自由貿易または關稅制度の下に得られる貿易利潤——

1) 拙稿 輸入制限と國內物價との關係(本誌前月號)

を超過して、それ以上に得られる所の特別利得である。

従つて割當利得の問題は、最近の輸入統制すなはち輸入の數量的制限に關聯して、始めて問題となつたものである。從來の自由貿易または關稅制度の下においては、たとひ其の貿易利得が如何に巨大なものであつたとしても、それは全く偶然の結果であるか、または商人の努力の結果であつて、何ら特別利得の性質を有しない。従つてそこには割當利得の問題は起り得ない。それ故に割當利得は單なる量的の問題以上に、質的の要素が多分に含まれてゐる。即ち割當利得の概念には、普通利得を超過するといふ量的要素と共に、その成立の根據を異にするといふ質的要素を必要とする²⁾と考へられる。

さて割當利得に關する問題は、これまで制限的な輸入割當制を最も多く採用し、且つその影響として國內價格を騰貴せしむること最も著しかつたドイツにおいて、最も問題とされて來たことは當然である。すでに他の機會に論ぜる如く、從來の輸入割當制は主として消極的な恐慌對策として實施され、従つて國內價格の維持または引上げを目的の一つとしたものではあるが、併し恐慌時代の世界市場價格は暴落しつゝあつたから、輸入制限も積極的に國內價格を引上げる力は現實には比較的に弱かつた。然るに世界恐慌の緩和せられた後の最近の輸入統制は、寧ろ謂はゆる準戰體制の擴充といふ積極的の目的の爲めに實施されることゝなつた。これは恐慌對策の場合とは異り、必ずしも國內價格の維持または引上げを期待せず、寧ろその反對の傾向を有するものではあるが、併し準戰體制時代の世界市場價格は、恐慌時代とは反對に騰貴傾向を示しつゝあるから、そこで輸入統制の下にある國內價格は、現實には著しく騰貴傾向を採ることゝなる。今日はほゞ此の後の時代にあるものと考へられるが

後に述ぶるが如く國內價格が騰貴すればするほど、割當利得はますます増大するから、之に關する問題は今後に於てますます重要性をもつであらう。

吾國の貿易統制は從來は主として輸出統制を中心としたから、割當利得に關する問題は、今日までまだ殆んど現實の問題とはなつてゐない。然るに吾國もまた、世界資本主義の必然性からは免れ得ず、各國と同じく準戰體制を擴充するに至らば、その必然の結果として輸入統制または輸入管理の方法によつて、輸入の數量的制限を實施するに至るべく、國內經濟の價格機構をそのまゝに放任する限りは、世界市場價格の現状において、國內價格の騰貴は必然に起るであらう。即ち吾國もまたドイツに於けると同じく、輸入統制の下における國內價格の騰貴を免れない勢にある。然らば割當利得の問題もまた必然に吾國における現實の問題として提起されるであらう。かくして此の問題は、たゞに抽象的・理論的に興味ある問題を提供するのみならず、また現實に解決を要する吾國當面の問題ともなりつゝある。

二 割當利得の成立

然らば謂ふ所の割當利得は如何にして、また如何なる條件において成立しうるものか、いま問題を簡單にするため、姑らく關稅を捨象して、たゞ輸入制限のみの行はるゝ場合、即ち自由貿易から直ちに輸入割當制に移るものとする。現實には自由貿易から關稅制度に移り、次に關稅制度をそのまゝにして、其上に更に輸入割當制の加はるのが普通であるから、實際に行はれるのは、『關稅と併存する輸入割當制』¹⁾ (Das zollbelastete Einfuhrkontingent)

1) K. Häfner, Zur Theorie der mengenmässigen Einfuhrregulierung (Weltwirtschaftliches Archiv, 1935, 41Bd, Heft 2, S. 195)
拙著、貿易統制の研究(第一卷) p. 184.

であるが、之に就ては後に考察することとする。

今一つの假定は、問題を個々の商品における永續的の均衡状態すなはち部分均衡の問題として先づ考察する。これまた現實においては、輸入割當制の實施せらるゝと共に一時的なる種々の動搖が、内外價格の上に現はれるものであるが、是ら現實の問題については後に考察することとし、茲では姑らく斯かる一時的の動搖が結局において落ちつく所における問題として考察する。

先づ第一に、割當利得の成立するためには、その輸入割當制または輸入制限のために、國內價格の騰貴することを必要とする。むろん貿易の行はれる爲めには、内外價格の相違が貿易費用以上に大でなければならぬから、一般的には自由貿易の場合でも、國內價格は外國價格または世界市場價格に比し、或程度の高位を保たねばならぬことは言ふまでもない。然るに輸入の數量的制限を行ふ時は、この相違以上の相違が、内外價格の上に現はれることとなる。この價格差は必ずしも現實に國內價格をそれだけ引上げることによつて生ずるとは限らない。他の事情にして變化なければ、また部分的均衡の状態においては、一半は國內價格の値上りにより、他の一半は外國價格の値下りによりて生ずるものと考へねばならぬ。何故かと言ふに、一國が輸入の數量を制限した爲めに、輸入國では供給減退となつて價格を引上げ、輸出國では需要減退となつて價格を引下げると考へられるからである。或はまた他の事情の變化する場合には、外國價格はもとのまゝに留まつて全く變化なく、國內價格のみが價格差の全部を引上げることあるべく、反對にまた國內價格は從來のまゝに變化なく、外國價格のみ價格差だけ値下りを來すこともあるであらう。何れにせよその原因の如何に關せず、内外價格の相違が新たに生ずる場合には

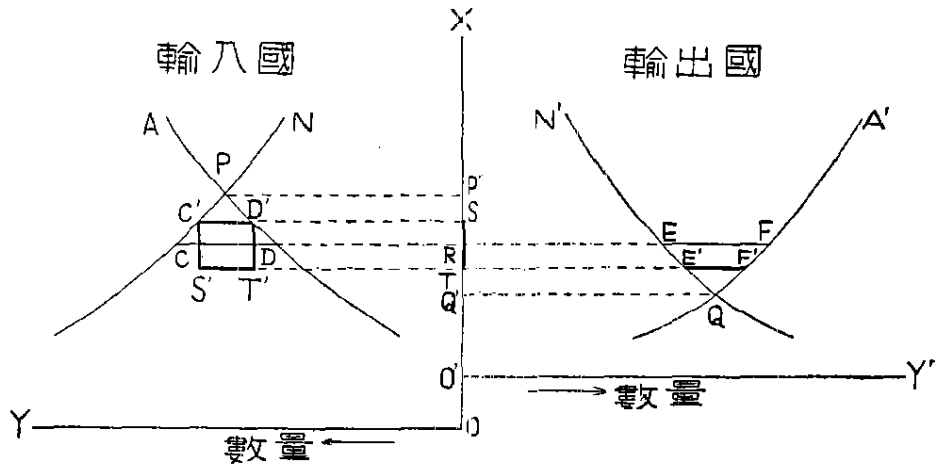
そこには必然に割當利得が成立するわけである。

第二に、割當利得の量的成立は、一定の商品單位の價格差に、その商品の輸入數量を乗じたものに依存する。之によつて各商品に關する割當利得が別々に成立し、その總計されたものが全體の割當利得を構成する。それ故に割當利得の大きさは、第一に内外價格差の大小に比例し、第二に當該商品の輸入數量に比例する。而して他の事情にして同一ならば、内外價格差の大小と輸入數量とは反比例するの關係にあり、輸入數量の最大なる場合すなはち自由貿易と同じく全く制限を加へざる場合には、特別の價格差は全く存在しないと考へられる。

第三に、割當利得の成立には、斯くの如くそれ／＼の國內經濟における價格機構が前提されてゐる。即ち國內においては輸入數量の減退のために國內價格は上り、外國においては輸出數量の減退のために價格は下り、そこに兩者の價格差を生ずるから割當利得は成立する。それ故に今もし何れかの國內經濟における價格機構が解消または改變されて、數量の變動に對應する價格の變動を惹きおこさしめないとすれば、割當利得は成立しないか、または著しく歪曲される。例へば輸入國の國內經濟において、輸入統制に照應する統制經濟を行ひ、價格と數量との關係を切り離して、國內價格の抑制政策を採るか、または輸出國において同様の處置を採つて、價格引上げ政策を採る場合には、輸入數量の制限に對應するだけの價格差は實現せず、従つてこの場合には割當利得は全く成立しないか、または著しく減退するであらう。²⁾これは後に割當利得に關する對策を研究する場合に問題となる點である。

さき Häfner 氏に従つて割當利得の成立に關するシエーマを次に掲げる。³⁾

2) 拙稿、輸入制限と國內物價との關係(本誌前月號)
拙著、貿易統制の研究(第一卷) p. 179.
3) K. Häfner, a. a. O. S. 193.



(一) 兩國孤立の場合、 PQ はそれらの國內價格を示し貿易數量はない。

(二) 自由貿易の場合、兩國の價格は平均して R となり、輸入數量 CD は輸出數量 EF と一致する。輸入國の價格は貿易費用 OO' に相當するだけ高い。

(三) 輸入國が輸入數量を $C'D'$ に制限する時は、輸出數量も $E'F'$ となり、輸入國の價格は S 、輸出國の價格は T となり ST だけの内外價格差を生ずる。

(四) 割當利得はこの ST に輸入數量 $C'D'$ を乗じたるもの即ち正方形 $C'D'S'T'$ となる。

第四に、最初の假定の一つに立ちかへりて、輸入割當制が關稅と併存する現實の場合には、割當利得の成立は如何に歪曲されるであらうか、關稅と國內價格との關係に就ては、茲に詳論の必要もないが、關稅が全部内轉さ

れる場合には、それだけ國內價格は騰貴すべく、全部外轉される場合には國內價格は從來と同様ではあるが外國價格はそれだけ引下げられてゐるから、何れの場合でも、内外の價格差は關稅と同じだけ存在する。従つて關稅だけに就ては、恰かも前掲の圖表がそのまゝに適用される。即ち價格差を現はす $S-T$ は、同時に關稅の高さを示すこととなり、これが先づ先決せられて、その結果として $C'D'$ の數量減退を生ずるわけである。然らば斯かる關稅の上に、更に輸入數量を制限したとすれば、この場合の價格差は兩者の合計に相當すると考へねばならぬ。勿論この價格差の生ずる原因または過程は、兩者ともに内外いづれの側からも來りうる。けれども何れの原因たるを問はず、そこには關稅より來る價格差と、數量制限より來る價格差との合計が現はれねばならぬ。⁴⁾ 従つてこの場合の割當利得は、少くとも前掲の圖表に現はれる表面上では、關稅に關する價格差の分だけは、増大したる形を採ることとなる。けれども勿論この全部が割當利得として貿易商人の手に入るものではなく、その中の關稅に關する部分だけは、關稅收入として國庫に收納せられ、その殘餘の部分すなはち純粹に數量制限より來る價格差に歸屬する部分のみが、割當利得として輸入業者の手に歸するわけである。従つて理論的には前の場合と何ら本質的に異なるものでない。

最後に、他の一つの假定すなはち部分均衡理論から現實過程に近づいて、一時的・過渡的問題として考ふる場合には、割當利得は如何なる變化をうけるか、まづ一國が輸入制限を實施したる當初には、忽ちにしてそれだけ國內供給の不足を來し、經濟的根據において國內價格の騰貴を惹きおこすと共に、更にこれが原因となつて心理的根據による騰貴を惹きおこすこととなる。この價格騰貴の程度は、前者の經濟的根據に關しては、供給減退

4) K. Häfner, a. a. O. S. 199.

率に依存し、これはまた國內生産に對する平常輸入率と輸入制限率との相乗積によつて定まると考へられる。後⁵⁾者の心理的根據は主としてその時の經濟狀態ことに景氣變動の段階如何に依存する。例へば世界恐慌時代におけると準戰體制時代におけるとにより、その心理的影響または思惑賣買の程度に著しき相違を見るであらう。

他方にまた現實過程における外國價格または世界市場價格の下落が考へられる。それは一國の輸入制限による世界市場の需要減退または供給過剩を考へうるからである。たゞ此の場合には全需要に對する需要減退率は、國內の場合に比し遙かに低いから、價格下落の程度もまた寧ろ一般的には輕微であると考へねばならぬ。併し他の事情にして變化なき限り世界價格の騰貴は考へられない。そこで國內價格の騰貴と外國價格の下落に伴ふ價格差の増大は、前述の均衡の場合に比しより大であるから、割當利得もまたより大なる程度に成立すると考へねばならぬ。たゞ此の狀態は何時までも繼續しうるわけではない。次いで現はれる所の國內生産の増加と外國生産の減退程度如何によつては、却つて前述の均衡狀態よりも少き割當利得となることもあり得る。たゞ少くとも當初の現實過程においては、その増大を考へねばならぬ。

三 割當利得と獨占利得

輸入割當制は一種の獨占狀態を成立せしめるとの説に従へば、割當利得は一種の獨占利得と言へる様である。この説は果して正しいかどうか、之を確かめるためには、先づ輸入割當制または輸入制限は、果して獨占を意味するかどうか、假りに然りとせば如何なる意味における獨占を意味するかにつき考察せねばならぬ。むろん謂ふ

5) Kontingente, S. 11-12.
拙稿、輸入制限と國內物價との關係(本誌前月號)

所の獨占とは何かによつて議論は岐れる。こゝでは供給總量を意思的に統制して商品價格を左右し、之によつて特殊利得を獲得しうる状態を獨占と呼んでおく。輸入割當制にもまた種々の程度と内容の相違を免れないが、こゝでは最も多くの場合に見らるゝ所の輸入總量の限定と、その各輸出國への割當と、國內輸入商への割當との行はるゝ場合を意味する。¹⁾

輸入割當制は獨占を意味するとなす學者は少くない。例へば *Eulenburg* 教授は言ふ、『輸入割當制はその結果において、なるほど輸入禁止とは同じでないが、併し何ら現實の競争を意味しない。國內市場は主として内地工業のために留保される。輸入割當制は、一の獨占を意味し、國內供給の限界まで價格の騰貴することを許すものである』²⁾。Weber 教授もまた同様に獨占説を主張するが、併しその根據は同じでない。曰く『外國の供給者は最早競賣する必要はない。彼等に對する割當量は、如何なる事情の下に於ても確保されてゐる。輸入獨占は世界市場價格と國內價格との相違を、餘剩利潤 (*Extraprofit*) として自ら要求することが出来る』³⁾。即ち前者は國內輸入業者の獨占を主とし、後者は外國輸出業者の獨占を主として、考察してゐることが判る。Neumann 氏も同様に獨占説ではあるが、前二者とはまたその根據を異にする。曰く、『輸入割當制は從來の需要を充たすに必要な供給の一部を市場から取り去るから、その商品の全體の供給は減少し、國內生産は、一の獨占的地位を得ることになり、その必然の結果として、當該商品の價格騰貴となる』⁴⁾。即ちこゝでは主として國內生産者の獨占が問題となつてゐる。ドイツ自由經濟政策協會もまた之と同様に、國內生産者の獨占的地位を認め、而かもこの獨占は相對的獨占到過ぎないことを認めてゐる。曰く『國內生産はそれによつて一の獨占を獲得し、その自明の結果として當

1) 拙著、貿易統制の研究(第一卷)第一篇第七章參照

2) F. Eulenburg, *Aussenhandel und Aussenhandelspolitik*, 1929, S. 172.

3) A. Weber, *Handels- und Verkehrspolitik*, 1933, S. 442.

4) H. Neumann, *Die französische Kontingentierungspolitik seit dem Jahre 1929*, 1936, S. 67.

該商品の價格騰貴となる。……而かもなほ吾々は、輸入割當制によつて作られた相對的の獨占は、常に右の價格騰貴の限界を超えんとする危險に曝されてゐることを知らねばならぬ』と。

右によつて明らかなる如く、等しく獨占説といふも、その意味には種々のものを區別することが出来る。第一に、最も多くの説は國內輸入業者が之によつて獨占的地位を得ると言ふにあるが、併し一定の輸入數量が國內の輸入業者の間に割當てられたわけで、直ちに獨占を成立せしめうるか疑問である。何故かと言ふに、輸入業者の數は從來と同じく多數に競立して存在し、各人への割當量は輸入の最高限度を示したものに過ぎないから、常に必ずしもそれだけを輸入しうるとは限らず、また實際には輸入總量の全部を總て割當てるものにあらず、その一部を留保して新規開業者または業務擴張者にも參加を許すから、たゞ是だけを以つて直ちに輸入獨占制が成立すると見ることは出来ない。輸入業者の獨占といふ言葉は、多くの場合には國內需要者に對する獨占すなはち對內的獨占の意味に用ひられるが、國內生産者・消費者その他の中間需要者は、何れの輸入業者より供給を受くべきかは全く自由であり、その間に全く競争が行はれないとは考へられない。たゞ全體としての輸入許可量が平常輸入量よりも著しく削減されてゐる場合には、この競争は事實上は著しく制限されることは言ふまでもない。輸入獨占はまた外國に對する需要の獨占といふ意味においても考へられる。即ち外國への註文または買付を獨占的に行ふ對外的獨占これであるが、前の對內的獨占は若しそれが成立する場合には、國內生産者または消費者にとり有害であるに反し、この對外的獨占は寧ろその國民經濟にとり有利であると考へられる。蓋し對外需要を統一し之を合理的に調整しうるからである。併しながら輸入割當制の實施によつて、直ちにこの種の對外的獨占が成立

5) Deutscher Bund für freie Wirtschaftspolitik, Kontingente 1933, S. 11.
6) K. Häfner, a. a. O. S. 205.

するとは考へられない。蓋し輸入業者は割當てられたる最大限度までなるべく早く輸入せんと試むべく、更に留保割當量までも出来るだけ多く自ら輸入せんと競争するからである。かくの如く輸入獨占は對外的にも對內的にも、輸入割當制から直ちに成立するものではない。たゞ併し之を自然に放任すれば、次第に獨占の方向に向つて進む傾向は、之を否定し得ない。獨占説を採らざる多くの學者もまた、この傾向だけは之を否定するものではない。

第二に、輸入割當制はまた Weber 教授の主張するが如くに、外國輸出業者の獨占を齎らすかどうか、教授に従へば『外國の供給者は最早競賣する必要はない。彼等に對する割當量は、如何なる事情の下に於ても確保されてゐる』と見る。なるほど或る一國を全體として見る時は、その割當量は既に定められてゐる。けれどもその割當量は如何なる場合にも必ずそれだけを輸出しようと言ふ絶對量ではなく、たゞその最高限度を定めたものに過ぎないから、現實の數量は必ずしもそれに達しうるとは限らない。従つて諸國の間にあるべく早くその最高限度まで輸出せんとする競争がないとは言へない。假りに之なしとするも、或る一國の輸出業者は多數に存在するか、彼等の間に對內的割當の行はれざる場合は勿論、たとひ割當の行はれる場合でも、外國輸出業者の間における競争の全く排除されざること、前に國內輸入業者に就いて見たると同様である。それ故に輸入割當制はたゞそれだけで直ちに外國輸出業者の獨占を成立せしむるとは考へられない。

第三に、然らば Neumann 氏の主張するが如く、國內生産者の間に獨占を成立せしむるか否か、なるほど輸入數量を國內需要以下に限定したるだけは、國內生産者に對して一定數量の市場を確保してはゐる。併しそれは全

- 7) Kontingente, S. 19. J. Wilden, Störungen des Welthandels, 1932, S. 23.
C. Haberler, Der internationale Handel, 1933, S. 258.
Ditto, Liberale und planwirtschaftliche Handelspolitik, 1934, S. 95-96.
K. Häfner, a.a. O. S. 221.
8) A. Weber, a. a. O. S. 442

體としての國內生産者に對するものであつて、多數の生産者に對する生産割當の行はれざる以上は——これは既に獨占組織であるが——生産者間の競争を阻止することは出来ない。その結果として一時的には却つて生産過剰の現象さへ現はれるに至ることは、多くの學者の認むる所である。⁹⁾ 9) それ故に輸入割當制または輸入制限が、直ちに國內生産者の獨占を意味するものとは考へられない。

かくの如く輸入割當制は、國內輸入業者に關しても、外國輸出業者に關しても、また國內生産者に關しても、直ちに獨占狀態を成立せしむるものではない。吾々は此の點に就いては消極論者である。併し乍ら何れの場合でも、獨占組織を誘致するに都合よき事態を齎らすことも事實である。従つて之を自然に放任するに於ては、獨占の方向に向つて進む傾向あることは、輸入業者においても輸出業者においても、また國內生産者においても同様である。而して前述の如く輸入業者の對外的獨占を除いては、何れの獨占も國民經濟にとつて有害であるから、國家の政策としては獨占組織に進むことを阻止せねばならぬ。それは必要であると共にまた可能でもあると考へられる。

かくして輸入割當制は直ちに獨占を意味しないとすれば、謂はゆる割當利得が獨占利得と全く同じでないことは明らかである。併しまた兩者は全く異なるものでもない。今その異同につき考ふるに、

第一に、割當利得も獨占利得も何れも、平均價格以上の價格より生ずる特別利得または餘剩利得である。獨占利得が獨占價格より生ずることは言ふまでもない。割當利得もまた輸入割當制または輸入制限の結果として引上げられたる價格騰貴より生ずる。¹⁰⁾ 10) 即ち前者においては競争價格に對する獨占價格の超過部分だけが獨占利得とな

9) Kontingente, S. 12-13.
K. Häfner, a. a. O. S. 206.

10) 拙稿、輸入制限と國內物價との關係

り、後者においては世界價格に對する國內價格の超過部分だけが割當利得となるものである。この點において兩者は共通の性質を有つてゐる。

第二に、併し乍ら兩者の異なる所は、その特別利得の源泉となる價格が、何によつて齎されたかの點にある。獨占利得の源泉としての獨占價格は、全くの私的團體としてのカルテル組織その他の獨占組織によつて齎されたものであるが、割當利得の源泉としての輸入價格は、國家の政策の結果として成立せるものである。こゝに兩者の相違を認めねばならぬ。

最後に、輸入割當制は前述の如く之を自然に放任すれば、獨占組織に進まんとする傾向の強いものであるが、これが若しも獨占組織を成立せしめたとすれば、割當利得は獨占利得をもその中に包含することとなる。ことに獨占組織を利用して輸入割當量を極限にまで輸入せず、自ら輸入制限をなすことによつて、その割當利得を最大ならしめんとするに至る。¹¹⁾この場合にはその割當利得は、實質上は獨占利得と本來の割當利得との二部分より成るものと言はねばならぬ。

四 割當利得と關稅收入

割當利得は一方には獨占利得と關聯すると共に、他方には關稅收入と關聯する。さきに輸入制限と國內物價との關係を論ぜる場合にも、問題は常に關稅との對比において考察されたるが、¹¹⁾茲でもまた一應は關稅との關係を明らかにして置かねばならぬ。

11) K. Häfner, a. a. O. S. 14-15.

1) 拙稿、輸入制限と國內物價との關係(本誌前月號)

第一に、關稅收入もまた内外價格差を源泉として成立する。この點で割當利得および獨占利得と同様である。たゞ關稅の場合の價格差は、必ずしもそれだけ國內價格を高めた結果とは限らず、前述の如く關稅が全部内轉された場合には、それだけ國內價格は高まるけれども、全部外轉された場合には、國內價格は少しも騰貴しない。この場合には外國價格はそれだけ引下げられるから、内外價格差は依然として關稅の高さだけ存在し、そこから關稅收入が成立する。現實には關稅の一部分が内轉されてそれだけ國內價格の騰貴となり、一部分は外轉されてそれだけ外國價格を引下げて、雙方から關稅に相當するだけの價格差を成立せしむる場合が寧ろ多い。

然るに割當利得は寧ろ主として國內價格の騰貴によつて成立する。輸入割當制または輸入制限は、對内供給を制限すると同時に對外需要を減退せしめるから、そこから世界價格の下落を推論し得ないわけではないが、併し現實にはそのために惹きおこされる世界市場の需要減退は相對的に僅少であるから、一般には世界價格の下落は考へられない。従つて主として國內價格の騰貴したゞけが、割當利得を成立せしむることとなる。この點に於て等しく内外の價格差によつて成立すると言つても、關稅收入の場合とは多少その趣を異にする。

第二に、關稅の場合には内外價格差に相當するだけの收入を國家に齎らすこととなるが、割當利得はそれだけを民間業者の利得たらしむるに止まり、國庫に對しては何ものをも齎らさないのみならず、却つて輸入割當制の實施のために國家の經費を加重するものである。この點に於て兩者は最も著しき相違を示し、多くの學者によつて指摘せらるゝ點である。²⁾例へば Weber 教授は言ふ、『輸入割當制は國庫に對して何ものをも齎らさずして、却つて著しく之に負擔をかける。それは費用に無關心な官僚的機構によつて遂行されるからである』³⁾と。

2) Kontingente, a. a. O. S. 18-20.

3) A. Weber, a. a. O. S. 442.

第三に、關稅收入に相當するだけの負擔は、現實には主として國內の消費者——生産的ならびに個人的消費者に歸するが、併し必ずしも之に限らず、關稅の外轉されたるだけは、外國生産者によつても負擔される。輸入割當制の下では前述の如く主として國內價格の騰貴によつてのみ價格差を生ずるけれども、併しその騰貴部分の全部が國內輸入業者によつて利得せらるゝとは限らず、その一部は外國輸出業者によつても利得せらるゝことゝなる。この點において關稅收入の一部または全部が外國人によつて負擔されることのあると同じく、割當利得の一部または全部も、外國人によつて利得せられることもあり得る。こゝに割當利得の分配問題が起りうる。

割當利得が國內輸入業者と外國輸出業者との間に、如何に分配さるべきかは、理論的に論斷することは出來ない。Häfner 氏も言ふ、『この「獨占利得」が現實に誰に歸するか、輸入業者にか輸出業者にか、或は兩者に平等にか、また如何なる割合においてかは、經濟理論の援助をもつては、何ごとも言ひ得ない。理論的に決定されうることは、たゞ國內および國外における均衡價格ならびに價格差に過ぎない。關稅收入に匹敵する割當利得の明確な歸屬は不可能である。之に對して決定的なものは、個々の取引當事者の「取引技巧」にある』⁴⁾と。即ち取引態度の強き方が、自らの價格を引上げることによつて、割當利得の分配を有利にすることが出来る。而して取引態度の強弱如何は、自由經濟にあつては需給關係如何によつて決定され、然らざる場合は獨占の程度如何によつて決される。例へば外國輸出業者が完全な競争状態にあるに反し、國內輸入業者が鞏固な獨占状態にある場合には、價格騰貴は主として國內において起り、從つて割當利得の大部分は國內輸入業者の手に歸するに反し、反對の事情にある場合には、價格騰貴は輸出國において起り、從つて割當利得の大部分は外國輸出業者の手に歸するであ

4) K. Häfner, a. a. O. S. 206.

らう。

第四に、關稅に代置されたる割當制の下では、恰かも關稅收入に相當する部分すなはち前掲圖表における正方形C'D'S'T'を、割當利得として民間業者の手に歸せしむるものであるが、關稅と併置されたる割當制の下にあつては、關稅收入と割當利得は如何なる關係にあるか、この場合には内外の價格差は前述の如く關稅より來る部分と割當制より來る部分との合計より成るから、この價格差を源泉として成立する表面の割當利得は、關稅收入に屬する分だけ増大されねばならぬ。即ち固有の割當利得と關稅收入とは合體して現はれる。而して内外の價格變動の結果として、價格差が縮少して關稅の高さと一致するに至れば、そこには割當利得は殘存せずして全部は關稅收入となり、反對に價格差の増大するに従つて、割當利得は増大することとなる。すでに關稅と割當制との併置を前提する以上は、少くとも均衡狀態においては、關稅收入と割當利得との併存することを認めねばならぬ。かくの如く關稅收入と割當利得とは、互に關聯して而かも多くの類似點と相違點とを有するものである。就中一は國庫に收入を齎らすに反し、他は私人の特別利得を保證するといふ相違は、最も著しく人の注意を惹くこととなり、こゝから割當利得に對する種々の對策の考究となり、進んでは國家による輸入獨占制までも論ぜらるゝこととなつた。⁵⁾

五 割當利得に關する對策

割當利得は前述の如く必ずしも獨占利得と同じものではない。一は國家の貿易政策の結果として成立し、一は

5) G. Haberler, Der internationale Handel 1933, S. 258.
K. Häfner, a. a. O. S. 220-223.

私的團體の營利政策の結果として成立するからである。併しながら商品價格が特別に騰貴した爲めに、その部分が特別利得として業者の手に歸すると言ふ點では同一である。

而して獨占組織によるカルテル價格および獨占利得に對しては、從來といへども國家は決して之を放任したわけではない。たゞ國家のカルテル政策も、他の多くの政策と同じく、その時代の狀勢ことに景氣變動の段階如何によつて、著しく異なる所がなければならぬ。例へば一九〇〇年以後一九一四年に至る世界戰爭前の時代には、大體において物價騰貴・景氣向上の時代であつたから、國家のカルテル政策は主としてその抑壓政策を採つた。然るに世界戰後の永續的不況と一九三〇年以後の世界恐慌の時代には、物價の暴落を防止し産業の砂錠を救済する爲に、國家は寧ろカルテル獎勵政策を採ることゝなつた。吾國の重要産業統制法その他の産業統制に關する諸法制は、主として此の時代の產物であり、從つて實質的にはカルテル獎勵策であり、獨占利得を默認するものである。尤もこの時代には形式的には獨占價格ではあつても、實質的には著大な獨占利得を獲得しうるものではないから、獨占に伴ふ實害は何ら著しきものではなく、その故にこそ政府も國民も獨占獎勵を敢て怪しむに至らなかつたものである。然るに世界恐慌の打開さるゝと共に、統制經濟は消極的な恐慌對策から、積極的な準戰對策に轉換し、それと共に物價騰貴・景氣向上の時代に入つた今日では、カルテル政策または物價對策は茲に一大轉換をして、獨占組織の抑壓とカルテル價格の統制に乘出さねばならぬ。從つて問題の獨占利得に對しても、今日の時代は強く之を抑制せねばならぬ。殊に今日の物價騰貴は主としてカルテル價格を中心に惹きおこされてゐる以上は、その上に成立せる獨占利得に對しては、今日は最も徹底的な批判と對策の加へらるべき時代である。

然るに割當利得は獨占利得よりも更に強き意味において、國家の政策の對象とならねばならぬ。何となれば獨占利得は兎も角その業者側の努力の結果と言へる。たゞその結果が國民經濟上または國民生活上に有害なる影響を與ふる場合に、之を抑壓し禁止すると言ふに過ぎない。然るに割當利得は何ら業者側の努力によらず、全く國家政策による輸入制限の結果として、必然に利得し得らるゝものである。この意味において一種の不勞利得といふことが出来る。従つて國家は之に對して徒らに個人の利得に放任すべきではなく、何らかの對策を講ぜねばならぬことは言ふまでもない。Häfner 氏も言ふ、『輸入割當制の主要な缺陷は、特權づけられた輸入商人または外國輸出商人の手に必然に歸せねばならぬ割當利得にある。この利得を完全に國庫に歸屬收納せしめ得る適當な課税の形式はない』¹⁾と。

割當利得に對する政策は、およそ三つの方向に考へられる。第一は、右の Häfner 氏の暗示にもある如く、之に課税することによつて、割當利得を國庫に歸屬せしむる方法である。これは確かに根據がある。何となれば國家の政策の直接の結果として得らるゝ特別利得は、當然に國家に歸屬せねばならぬと考へられるからである。併し乍ら之を徵課する方法として、關税を課するとせば、²⁾前述の如く更に價格をそれだけ上げしむるだけで、割當利得は依然として殘存する。それ故に實際には特別利得税の如き形式を採り、内外價格差を算定して徵收するか、または多くの國に行はるゝ如く、商品別に規定されたる手数料の形において徵收することも出来る。³⁾何れの場合或にも重要なことは、之を國庫の一般收入とすることなく、別途積立の方法によつて貿易政策上に利用しうるの途を講ずるにある。例へば之を以つて輸出獎勵金に充當するが如き是である。⁴⁾

- 1) K. Häfner, a. a. O. S. 220.
- 2) K. Häfner, a. a. O. S. 208.
- 3) K. Häfner, a. a. O. S. 208.
- 4) K. Häfner, a. a. O. S. 221.

第二の方法は、かくの如く割當利得を成立せしめたる後に之に對する處置を講ずる代りに、寧ろ遡つて割當利得を成立せしめざるの方策を講ずるにある。即ち價格統制によつて、内外價格差を常に一定程度以内に止まらしむるならば、割當利得は成立し得ないからである。例へばドイツにおいてはバターに對して、仕入價格および販賣價格を規定せるが如き是れである。⁵⁾ 理論的には此の方法を最良とする。蓋し之によつて輸入制限より來る價格騰貴を抑制して、國民經濟および國民生活への好ましからざる影響を阻止しうるからである。たゞ問題はその價格統制がよく理想的に實現されうるかにある。また技術的には世界價格または外國價格に對する國內價格のマージンを、如何なる程度に認むるかも問題である。更にまた輸入割當制が恐慌對策または準戰對策より國內生産の増加を目的とする場合には、國內生産の成立しうる程度にまで價格の騰貴するを認めねばならぬこともあり得るであらう。

第三に、輸入割當制そのものは何ら獨占を意味するものではないが、併し之を自然に放任すれば、獨占に進む傾向のあることは前に指摘せる所である。若しも獨占組織に進むならば、その力を悪用して輸入割當量の限度まで輸入せず、現實輸入量を著しく制限することによつて、獨占利得を高めんとするに至る。この場合には割當利得と獨占利得は合成されて、その弊害を二重にすることとなるから、之に對してはあらゆる方策を講じて、獨占組織に進むことを禁遏せねばならぬ。例へば輸入割當制の下に輸入されたる商品に對しては、その價格協定を禁止し、または同じ商品に對する價格公定制を實施するが如き是である。

最後に、割當利得につき以上に考察する所は、何れも一單位の商品に關する個別的考察に過ぎない、商品一單

5) K. Häfner, a. a. O. S. 221.

位につき成立する割當利得に對しては、理論上これを總て國庫に徴收しうる根據は十分にある。併しながら此の抽象理論をそのままに實踐に移すことは、少くとも過渡的には隱當でない。何故かと言ふに、現實の輸入商人は總て一定の數量において經營しつゝあるから、輸入割當制の實施によつて假りに商品單位の利得は前述の如く増加したとしても、取扱數量が著しく減退する時は、全體としての經營利得は却つて減退することすらあり得る。この場合に單位利得から割出したる割當利得を總て國庫に歸屬せしむることは合理的ではない。割當利得に對する政策を講ずるに當つては、この點を十分に考慮に入れねばならぬ。その意味は併しながら之に關する對策を全面的に否定する意味ではなく、また永續的に此の考慮を必要とするわけでもない。少くとも一時的または過渡的に、貿易業者がその經營を新事態に適應せしむるに至るまでの間は、割當利得の一部につき此の點に關する考慮を必要と言ふに過ぎない。(一二・五・一五)